

高根トンネル非常通報装置保守点検業務委託仕様書

第1 業務概要

1 委託業務名

高根トンネル非常通報装置保守点検業務委託（長期継続契約）

2 履行場所

高松市香南町由佐地内

3 履行期間

令和7年9月1日から令和10年6月30日まで

4 業務目的

高根トンネル内における非常通報装置を、防犯活動、防災等の維持活動に活用できるよう、常に適正な状態に保つことを目的とする。

第2 一般事項

1 「施設管理担当者」とは、契約書に規定する監督職員をいい、高根トンネルの管理に携わる者で、保守点検業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。

2 「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

3 発注者は、この契約の履行に関し、「施設管理担当者」を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

4 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

5 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に関する回答

(3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

6 業務責任者は、この契約履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

第3 仕様

1 点検対象

(1) 高根トンネル（高松市香南町由佐）内の非常通報装置及び関連機器

(2) 非常通報先（高松南警察署、高松市消防局）への非常通報装置及び関連機器

2 業務内容

- (1) 受注者は、業務の履行に当たり、関係官公署及びその他関係機関への必要な諸手続等を遅滞なく実施すること。
- (2) 保守点検は、別紙「保守点検項目一覧表」のとおり、半年に1回行うものとする。なお、実施時期等については、別途協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、保守点検時の際に、非常警報装置及び非常用電話の表示灯球、保護カバー、アルカリ乾電池等の消耗部品を交換し、正常な稼働状態を確認すること。
- (4) 受注者は、保守点検完了後に報告書を作成し、点検作業状況の写真と合わせて1週間以内に提出すること。

3 業務時間

(1) 保守点検

原則として平日、午前8時から午後5時までの間に実施する。

(2) (1)に掲げる保守点検以外

非常通報装置等が作動、装置故障等に伴う緊急事態が発生した時は、施設管理担当者からの連絡を受け、受注者の負担において復旧等を実施するものとする。なお、受注者は24時間体制で事態発生に備えるとともに、発生時には、迅速かつ適正に対応を行うものとする。

4 業務責任者

(1) 資格

常勤の自社従業員であること。

(2) 届出書の提出

下記6を準用する（業務責任者の資格を明らかにする書類を添付すること。）。

5 受注者の負担の範囲

業務の実施に当たり、必要な経費は受注者の負担とする。

- (1) 業務の実施に必要な消耗品（2 業務内容（3）のとおり）
- (2) 点検に要する交通誘導警備員の適切な配置

6 業務担当者

受注者は、業務担当者を適正に配置するものとし、当該業務に先立って、業務関係者届出書（業務担当者の氏名、年齢及び資格その他必要な事項）を発注者に提出すること。業務担当者に変更があった場合及び代替要員を用いる場合も、同様とする。

7 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、いずれも受注者が負担すること。

8 検収及び請求

受注者は、発注者の指示に従い、業務の検収を受け、検収合格後、請求書を提出すること。

9 その他

- (1) 作業の実施に当たり、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場

合は、受注者がその責めに任ずるものとする。

(2) 作業の実施中において、破損箇所等の不具合箇所を発見した場合は、直ちに施設管理担当者まで報告すること。

(3) 業務の実施に当たっては、適切に交通誘導警備員を配置し、通行の支障とならないように交通事故防止に努めること。

(4) 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者をいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(5) 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

ア) 受注者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

ウ) 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後、直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、施設管理担当者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

エ) 受注者は、前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを

知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、その指示に従うものとする。

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（６）労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- ア) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- イ) 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- ウ) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- エ) 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- オ) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- カ) ア) からオ) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

高根トンネル保守点検項目一覧表

道路トンネル非常用装置（制御装置）

No.	点検項目		点検内容及び判定基準	判定
1	表示灯点検		表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は交換する。	
2	電源電圧測定		チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。 入力電圧 $200\text{V} \pm 10\%$ 以内 制御電圧 $5\text{V} \pm 10\%$ 以内 $12\text{V} \pm 10\%$ 以内 $12\text{V} \pm 10\%$ 以内 $24\text{V} \pm 10\%$ 以内	
3	蓄電池の点検		蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準基準以内であることを。なお充電が必要な場合は均等充電を行う。 蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお不足の場合は補充する。 蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、基準値以内であることを。	別紙 1 参照
4	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。	
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン及び点滅灯が正常に警報動作すること。	
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに機側操作が正常に動作できること。	
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作を行い、動作が正常であること。	
		単独動作	サイレン、点滅灯等を単独動作させ正常動作すること。	
5	接地抵抗測定		第 3 種接地工事にて 100Ω 以下	
6	接続部・清掃点検		接続確認・清掃を実施する。	
7	備考			

道路トンネル非常用装置（警報表示板）

（T I B 1 側）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを再確認する。	
2	電源電圧測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。 入力電圧 200V±10%以内	
3	見え方点検	表示板前方から表示情報が判断できること。	
4	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。	
5	接続部・清掃点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。清掃を実施する。	
6	備考		

道路トンネル非常用装置（警報表示板）

（T I B 2 側）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを再確認する。	
2	電源電圧測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。 入力電圧 200V±10%以内	
3	見え方点検	表示板前方から表示情報が判断できること。	
4	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。	
5	接続部・清掃点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。清掃を実施する。	
6	備考		

道路トンネル非常通報装置（非常用電話）

（高松南警察署用）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	非常通報装置動作試験 （高根トンネル）	制御装置から警報動作を行い、非常用電話へ自動通報試験を実施し動作確認すること。	
2	自動通報試験 （高松南警察署）	制御装置から警報動作を行い、非常用電話へ自動通報試験を実施し動作確認すること。	
3	接続部・清掃点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。清掃を実施する。	
4	備考：バッテリーチェック		

道路トンネル非常用装置（非常用電話）

（高松市消防局用）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	非常通報装置動作試験 （高根トンネル）	制御装置から警報動作を行い、非常用電話へ自動通報試験を実施し動作確認すること。	
2	自動通報試験 （高松市消防局）	制御装置から警報動作を行い、非常用電話へ自動通報試験を実施し動作確認すること。	
3	接続部・清掃点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。清掃を実施する。	
4	備考：バッテリーチェック		

道路トンネル非常用装置（停電非常通報）

（高松市道路管理課内）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	非常通報装置動作試験 （高根トンネル）	制御装置から電源遮断動作を行い、非常用電話へ自動通報試験を実施し動作確認すること。	
2	自動通報試験 （高松市道路管理課）	停電時等の電源異常に伴う、非常用通報装置の自動通報試験を実施し動作確認すること。	
3	備考：バッテリーチェック		

※受注後に、道路管理者に代わって仕様書に記載される業務責任者へ直接連絡が取れるように、受注者の費用負担によって、設定を完了させること。

道路トンネル非常用装置（押釦通報装置）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを再確認する。	
2	電源電圧測定	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。 出力電圧 24V±10%以内	
3	絶縁試験	接続ケーブルの絶縁抵抗を測定し、基準値以内であること。 250V メガーにて 1.5MΩ 以上	
4	動作試験	押釦スイッチを操作し、制御装置へ警報動作信号の送出と位置表示灯の点滅動作等が正常であること。	
5	接続部・清掃点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。清掃を実施する。	
6	備考		

道路トンネル非常用装置（通報装置説明板・誘導表示板）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	表示板の清掃等	機器内外面を清掃すること。	
		据え付け状態を点検し、緩み等がないことを確認する。	
2	備考		

道路トンネル内照明設備（車道：低電圧ナトリウム灯 86 基、歩道：蛍光灯 40W129 灯）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	判定
1	外観・点灯状況確認	照明器具の腐食等異常がないか確認する。	
		球切れ灯の点灯状況を確認する。	
2	備考		

道路トンネル非常用装置（制御装置内蓄電池点検測定）

No.	点検項目／基準値		測定値	判定
1	蓄電池電圧 2.4V 以上			
2	電池 1 セル当たりの電圧 2V 以上	セル番号		
		1		
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
		9		
		10		
		11		
		12		
3	比重 1.205 (20℃) 以上			
4	電解液温度 全セルの平均			